

特定事業所集中減算について

1 特定事業所集中減算の概要

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、下記の判定期間において作成された居宅サービス計画を対象とし、正当な理由なく、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等(※1)の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えていた場合は、減算適用期間の居宅介護支援費のすべてについて、1月につき200単位を所定単位数から減算することとされています。

(※1)の訪問介護サービス等

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護

2 算定手続き及び判定方法等について

(1) すべての居宅介護支援事業所が事業所ごとに「届出書」を作成し、判定期間後の算定期間が完結してから5年間保存しなければならない。

(2) 具体的な計算式

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算。

[当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数]

(3) 算定の結果、いずれかのサービスの割合が80%を超えた場合については、届出書を水俣市長に下記提出期限までに提出しなければならない。

3 判定期間、減算適用期間及び提出期限

		判定期間	⇒	減算適用期間	提出期限
①	前期	各年度3月1日から8月末日	⇒	10月1日から3月31日	各年度の9月15日
②	後期	各年度9月1日から2月末日	⇒	4月1日から9月30日	各年度の3月15日

※大臣基準告示において第83号の規定は平成30年4月1日から適用するとされていますが、具体的には、①の期間（平成30年度においては、4月1日から8月末日）において作成された居宅サービス計画の判定から適用するものであり、減算については、同年10月1日からの居宅介護支援から適用することになります。

居宅介護支援における特定事業所集中減算フローチャート

